

「温泉の利用」を考えている方へ

～必要な手続きのご案内～

☑温泉の利用許可に関すること

温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合は、温泉法に基づく温泉利用許可が必要です。

あわせて、温泉の利用者に対し、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項等を掲示する必要があります。

※住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の宿泊者に温泉を提供する場合も、原則として、温泉利用許可が必要です。

☎相談先

温泉の利用を行う施設が所在する区の
福祉保健センター生活衛生課環境衛生係（担当）

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
鶴見	045-510-1845	神奈川	045-411-7143	西	045-320-8444
中	045-224-8339	南	045-341-1192	港南	045-847-8445
保土ヶ谷	045-334-6363	旭	045-954-6168	磯子	045-750-2452
金沢	045-788-7873	港北	045-540-2373	緑	045-930-2368
青葉	045-978-2465	都筑	045-948-2358	戸塚	045-866-8476
栄	045-894-6967	泉	045-800-2451	瀬谷	045-367-5751

☑入湯税の申告に関すること

●税 率：鉱泉浴場の入湯客に対して1人1日につき、100円かかります。

●申告方法：浴場の経営者等が入湯客から受け取って、翌月まとめて申告し、納めます。

※住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の宿泊者に温泉を提供する場合でも、原則として、宿泊者から入湯税を徴収する必要があります。

☎相談先

※市内全域共通

財政局法人課税課 入湯税担当

電話番号 045-671-4481 FAX 045-210-0481

（詳細 URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/sonota.html>）

☑下水道使用料に関すること

温泉や地下水等（水道水以外の水）を使用し、公共下水道管へ排出される場合は、下水道使用料の支払い対象になりますので、必ずサービスの提供開始前に次の相談先にお問い合わせください。

（対象サービス例）

旅館、温浴施設、介護施設、訪問入浴介護、市外からの搬入水、温泉付き施設等

☎相談先

※市内全域共通

環境創造局経理経営課 下水道使用料担当

電話番号 045-671-2826 FAX 045-663-0132